

指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第3号の規定により公示する。

公示日：令和7年7月24日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の 名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
279	株式会社サエグサ	千葉県木更津市江川738番地	三枝 久美子	株式会社サエグサ	千葉県木更津市江川738番地	令和7年6月30日